

海外療養費の申請について

国民健康保険加入者で海外渡航中に急な病気でやむを得ず現地の医療機関で治療を受けた場合、全額自己負担した医療費の一部の払い戻しを受けることができます。基本的には、「日本国内の保険医療機関で同等の治療を受けた場合の医療費(標準額)」か「領収明細書の金額(実費額)」のどちらか低い額から、自己負担分を差し引いた額が支払われます。

※治療目的の渡航や日本で保険適用外となる治療の場合は給付の対象外です。

◇申請に必要なもの

- ①診療内容明細書 … 海外で治療を行った医療機関が作成し、医師のサインがあるもの
 - ②領収明細書 … 海外で治療を行った医療機関が作成し、医師のサインがあるもの
 - ③海外療養支給申請に伴う調査に係る同意書
 - ④領収書(原本) … 海外で受け取ったもの
 - ⑤パスポート … 治療を受けた方の顔写真が載っているページ及び治療を受けた日に渡航していたことが分かる出入国印が押印されているページの写し
(搭乗券の半券・航空会社が発行する搭乗証明書等があればそちらも提出してください)
 - ⑥国民健康保険証
 - ⑦世帯主名義の通帳 … 海外への送金は不可
 - ⑧印鑑
- ※①～②については、日本語の翻訳文も必要で入院・外来・歯科・医療機関・月ごとに作成が必要

◇支給額

- ①海外で支払った金額(実費額)が日本の標準額(※1)よりも低い場合
⇒ $\text{実費額} - (\text{実費額} \times \text{一部負担割合}) = \text{支給額}$
 - ②海外で支払った金額(実費額)が日本の標準額(※1)よりも高い場合
⇒ $\text{標準額} - (\text{標準額} \times \text{一部負担割合}) = \text{支給額}$
- ※1 日本国内の保険医療機関で同等の治療を受けた場合の医療費
※2 ①と②を比較してどちらか低い額が支払われます

◇その他 留意事項

- ①海外での公的保険に加入し、その保険より給付を受ける場合は、給付された額は海外療養費の支給額から減額となります。支給後に公的保険より給付を受けていた事が判明した場合は、差額を返還していただくこととなりますので、海外の公的保険に加入された方は、あらかじめ申請時にお申し出ください。
- ②民間の旅行損害保険等より治療費(保険金)が支給される場合は、海外療養費の支給額から減額はされません。ただし、民間の旅行損害保険等が提携した現地の医療機関で、本人が自己負担なく医療機関より治療を受けた場合(被保険者に費用負担が生じていない場合)は、支給の対象外となります。
- ③海外療養費を不正に申請する事例が増えているため、申請書類が全て揃っているか、申請書類の内容に不備がないか、詳しく確認させていただくことから、支給までに3ヶ月以上お時間をいただきますので、あらかじめご了承ください。

◇申請の流れ

1

海外渡航前に・・・

- ①診療内容明細書 ②診療内容明細書（歯科分） ③領収明細書
④国際疾病分類表 を準備する。

※様式は市役所窓口で入手するか、滝川市HPよりダウンロードしてください

2

海外渡航中・・・

受診した医療機関に治療内容や医療費に関わる下記の証明書进行らう。

- ① 診療内容明細書 ②領収明細書 ③領収書

※入院・外来・歯科・医療機関・月ごとに1通ずつ必要

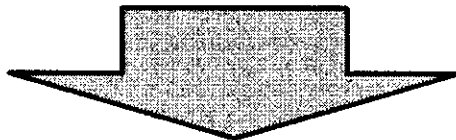
※各様式に発行費用がかかった場合は、その費用は自己負担

3

帰国後・・・

必要書類を持参の上、滝川市役所1階5番窓口で手続きする。

※医療費を支払った翌日から2年を経過すると、時効により申請ができなくなります



審査の結果、申請が認められると、海外療養費が支給されます。

※審査の過程で被保険者や現地の医療機関などに照会することがあるため、支給までに3ヶ月以上時間を要します

【問い合わせ先】

保険医療課 国保年金係

Tel 0125-28-8016